

# 令和6年度加古川市中小企業融資あっせん制度措置要綱

令和6年2月26日  
産業経済部長決定

## (目的)

第1条 事業資金の円滑な供給によって、市内の中小企業の経営の安定と発展を促進し、ひいては本市経済の活性化を図るため、加古川市中小企業融資あっせん制度を設ける。

## (資金措置)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、本制度による融資の運用資金として、融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に必要な金額を預託する。ただし、取扱金融機関から預託について辞退の申出があったときはこの限りではない。

2 預託金額は、取扱金融機関ごとの本制度融資の実績に応じて算出する。

3 取扱金融機関に対する預託は、定期預金又は決済用預金とする。

4 取扱金融機関は、前項の基金を基礎として自己資金を加えて市のあっせんにより融資するものとする。

5 取扱金融機関は、預託金額の2.5倍に相当する額を超えることを目標として融資を行うものとする。

## (制度及び資金の種類等)

第3条 この要綱による制度は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般融資制度
- (2) 小規模企業支援融資制度
- (3) 創業支援融資制度
- (4) 協同組合等資金融資制度

2 前項に定める制度の資金の種類並びに融資条件等については、別表のとおりとする。

## (融資の対象)

第4条 この要綱により融資を受ける者は、次の(1)から(4)までの各号のいずれかの要件を備えた兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種に該当する者であって、融資を受けた資金の償還について十分な能力を有すると認められるものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる一般融資制度については、次のア及びイに該当する者

ア 市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に定める者をいう。（以下「中小企業者」という。）

イ 加古川市税（以下「市税」という。）を滞納していない者

(2) 前条第1項第2号に掲げる小規模企業支援融資制度については、次のアからエのすべてに該当する者（全国統一の保証制度である「小口零細企業保証」を付けて行う）

ア 市内に住所又は主たる事業所を有する小規模企業者（中小企業者のうち中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める者をいう。）

イ 常時使用する従業員の数が20人（商業又は宿泊業、娯楽業及び旅行業を除くサービス業にあっては5人）以下の者

ウ 保証協会の保証付融資残高と融資申込金額との合計が2,000万円以内の者

エ 市税を滞納していない者

(3) 前条第1項第3号に掲げる創業支援融資制度については、次のア及びイに該当する者

ア 市内で新たに事業を開始する創業者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項に定める者をいう。）

イ 市税を滞納していない者

(4) 前条第1項第4号に掲げる協同組合等資金融資制度については、次の各号に掲げたすべての要件に該当する者。ただし、当該融資のうち、返還未納がある者は、重ねて融資の対象とならない。

ア 市域の全部又は一部を地区とする組合及び連合会で次のいずれかに該当する者

(ア) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する組合及び連合会

(イ) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する組合及び連合会

イ 市税を滞納していない者

2 連帯保証人については取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

(信用保証)

第5条 本制度による融資は、原則、保証協会の保証を付けて行う。

(担保)

第6条 本制度の融資の担保については、取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。

(信用保証料負担)

第7条 信用保証料は、保証協会所定の利率により算定した額を借受人において負担するものとする。ただし、小規模企業支援融資制度及び創業支援融資制度については、別表の定めるところにより、信用保証料を市が一部負担する。

(申請手続)

第8条 本制度により融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 加古川市中小企業融資制度申込書兼誓約書(様式第1号)

(2) 設備資金については、設備に関する見積書及び内容がわかる書類

(3) その他市長の指示する書類

(融資あっせん)

第9条 市長は、申込書を受理したときは、取扱金融機関に融資を依頼するものとする。

2 市長は、小規模企業支援融資をあっせんするときは小口零細企業保証要件確認票(様式第2号)を作成し、保証協会へ送付するものとする。

(融資の決定)

第10条 取扱金融機関は、市長から融資の依頼を受けたときは、市の意思を尊重し、融資の可否を決定しなければならない。

(保証の決定)

第11条 保証協会は、信用保証委託申込書を受理したときは、遅滞なく保証の諾否を決定し、取扱金融機関に通知するものとする。

(貸付の実行)

第12条 取扱金融機関は、保証協会の保証付与が決定した者については、直ちに融資を実行しなければならない。

2 取扱金融機関は、本制度により融資実行する者について拘束性のある預金を要求してはならない。

(損失補償)

第13条 本制度のうち、小規模企業支援融資制度及び創業支援融資制度の融資において債務不履行が生じ、借入金の全部又は一部を保証協会が代位弁済した場合は、市は、保証協会と別に定めるところに従い保証協会へ補償するものとする。

(報告)

第14条 取扱金融機関は、毎月10日までに前月中の本制度による融資及び償還状況を、市長に報告しなければならない。

2 保証協会及び取扱金融機関は、市長が報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(あっせんの拒否)

第15条 市長は、融資を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資のあっせんに拒否することができる。

(1) 過去において、この要綱による融資を受けた者で、指示条件の不履行により融資金の償還に著しい延滞があった者

(2) この要綱に定める資金の用途以外に融資金を使用した事実が判明した者

(3) 申込者が暴力団等(暴力団(加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。))並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)である者

- (4) その他信用調査の結果、不相当と認めた者  
(その他)

第16条 市、保証協会及び取扱金融機関は、相互に連絡協調のうえ、本制度の実施についてその円滑な運営に協力するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

融資制度		融資限度額	融資期間	返済方法	融資利率	資金用途	融資の形式	備考
一般融資		1 企業 3,000 万円	84 か月以内 (6 か月以内の据置期間を置くことができる)	原則として 元金均等分割払い	年利 1.5%	運転 設備	取扱金融機関が定める	
小規模企業支援融資		1 企業 1,250 万円	84 か月以内 (均等分割払の場合は 6 か月以内の据置期間を置くことができる)	元金均等分割払い又は一時払い	年利 1.4%	運転 設備	証書貸付、手形貸付又は手形割引貸付	保証協会の保証料は 1/2 を市が負担
創業支援融資		1 企業 1,000 万円 産業競争力強化法に基づく認定特定創業支援事業による支援を受けたことについての本市の証明書の交付を受けている場合は 1 企業 1,500 万円	84 か月以内 (1 年以内の据置期間を置くことができる)	原則として 元金均等分割払い	年利 0.7%	運転 設備 (事業開始前に発生する資金を含む)	取扱金融機関が定める	保証協会の保証料は 1/2 を市が負担
協同組合等資金融資	共同事業資金	7,000 万円	短期事業資金は 12 か月以内 長期事業資金は 84 か月以内 (設備資金については 120 か月以内)	元金均等分割払い又は一時払い	短期事業資金 年利 1.7% 長期事業資金 年利 2.05%	運転 設備	取扱金融機関が定める	
	転貸資金	1 組合員 1,000 万円に組合員数を乗じた額				運転 設備		

(様式第1号)

# 加古川市中小企業融資制度申込書 兼 誓約書

加古川市長様

別紙信用保証委託申込書のとおり事業資金を借入したいので、加古川市中小企業融資あっせん制度により申込みます。なお、債務の返済については貴市、兵庫県信用保証協会及び融資を受けた金融機関の指示に従い、万一違背の場合はどのような措置を受けても異議のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

(申込人) 記名してください

住 所

---

氏 名

---

(法人名・代表者名)

申込む融資の種類 (該当するものに○)

- ・ 一般融資
- ・ 小規模企業支援融資
- ・ 創業支援融資

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

小 口 零 細 企 業 保 証 要 件 確 認 票  
(加古川市小規模企業支援融資)

取扱機関名 加古川市

要 件	申 込 人 の 内 容		確 認 印
市内に住所又は主たる事業所を有し、事業を営む	住 所		
	現 営 業 所		
	業 種		
従業員 20 名以下 (商業又は宿泊業、娯楽業及び旅行業を除くサービス業は 5 名以下)	名		

(加古川市→取扱金融機関→保証協会)